

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 6) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成 42 年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成 27 年 7 月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。)実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置を新設する。</p> <p>具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>(1)対象者</p> <p>年間 1,500kl(原油換算)以上のエネルギーを使用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)において規制対象となっている事業者(以下「特定事業者」という。)や、年間 3,000 万トンキロ以上を輸送し、省エネ法において規制対象となっている荷主(以下「特定荷主」という。)等。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容</p> <p>特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組(先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等)に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、又は税額控除(7%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備</p> <p>高効率誘導加熱装置、高効率ボイラー、省エネ型定置式坩堝(るつぼ)炉設備、省エネ油圧ジャンボプレス機、コージェネレーション設備、出荷状況管理システム、受発注管理システム等</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>(1)対象者</p> <p>以下の(2)の要件に従い、(3)の再生可能エネルギー設備、又は付帯的設備を導入する者。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容</p> <p>税制の適用期間内に取得・建設し、その日から 1 年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(30/100)、又は税額控除(4%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備</p> <p>以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備(全ての発電設備について、自営線は対象とする)。</p> <p>①太陽光発電設備(10kW 以上)</p> <p><下記要件を満たすもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの <p><付帯的設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池

※ 修繕及び増設のためにパネルや PCS 等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。

②風力発電設備(1万kW以上)

<下記要件を満たすもの>

・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて

導

入するもの

<付带的設備>

・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備

※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む

③中小水力発電設備(3万kW未満)

<下記要件を満たすもの>

・kWあたりの資本費が以下を満たすもの

200kW未満・・・272万円/kW以下

200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW以下

1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW以下

④木質バイオマス発電設備(2万kW未満、木質バイオマス燃料の年間利用率80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

・年間稼働率80%以上と見込まれるもの

・kWあたりの資本費一定以下

2,000kW未満・・・62万円/kW以下

2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW以下

・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付带的設備>

・熱供給設備

・燃料製造設備

⑤バイオマス利用メタンガス発電装置

<下記要件を満たすもの>

・熱電併給(発電設備及び熱供給装置を同時に新設)の場合

<付带的設備>

・原料受入・前処理設備

⑥木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h未満、木質バイオマス燃料年間利用率80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

・装置の熱効率80%以上と見込まれるもの

・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付带的設備>

・発電設備

・燃料製造設備

⑦地熱発電設備(1,000kW以上)

<下記要件を満たすもの>

・年間発電時間利用率80%以上と見込まれるもの

《関係条項》

【省エネルギー】

—

【再生可能エネルギー】

		法人税(租税特別措置法第 42 条の5、第 68 条の 10、施行令第 27 条の5、第 39 条の 40) 所得税(租税特別措置法第 10 条の2、施行令第5条の4)
4	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30 年度~31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年度~31 年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通し実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。</p> <p>【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスでは、平成 42 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22~24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。再生可能エネルギー導入拡大策のうちFIT制度については、太陽光に偏った導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成 28 年5月にFIT法を改正、平成 29 年4月から改正法が施行されており、この中で複数年度価格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。また、我が国においてFIT買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくためには、FITに頼らない導入が進むことで、再エネの自立化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 【省エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で 5,030 万 kl 程度の省エネルギーを実施することによって、平成 42 年度のエネルギー需要を 326 百万 kl 程度と見込む。」</p> <p>○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。」</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月経済産業省決定)</p>

		<p>「重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーについては、平成 25 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととしており、我が国の自然条件等を踏まえつつ、各電源の個性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。」</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>平成 28 年 5 月閣議決定の地球温暖化対策計画において、「温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入(中略)などの地球温暖化対策を大胆に実行する。」と位置づけられている。</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【省エネルギー】 エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成 42 年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現。 産業部門: 1,042 万 kl 業務部門: 1,226 万 kl 運輸部門: 1,607 万 kl</p> <p>【再エネルギー】 平成 42 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体: 22~24%程度(2,366~2,515 億kWh) 太陽光 : 7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力 : 1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh) 地熱 : 1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億kWh) 水力 : 8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億kWh) バイオマス: 3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW、394~490 億kWh)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。 エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な投資で進む省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばであり、投資促進が重要。 また、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組が増加している。現行省エネ法では事業者単位の取組を評価しているが、こうした新たな省エネ取組を促進することが重要。 さらに、運輸部門では、E コマース拡大による再配達増加など、エネルギー需要の増加にもつながる課題が顕在化しており、E コマース事業者を含め、物流に係る事業者間の連携を制度的に担保し、物流の効率化による省エネを促進することが重要。 これらに対して、規制的措置により事業者の省エネ取組を加速するため、次</p>

			<p>期臨時国会において省エネ法の改正を予定しているところ、規制的措置により取組を進める事業者に対して税優遇措置を講じることによってその実施を促進する。</p> <p>【再エネルギー】 再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与する。しかしながら、他電源と比較して導入初期の設備投資や工事負担金の支払い等の導入コストが高く、また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多いことや、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しないなどリスクが大きいことが導入拡大に向けた大きなハードルとなっている。</p> <p>そのため、本税制措置によって、再生可能エネルギー発電設備導入時のキャッシュフローを改善し、リスクを低減させることは有効な手段である。</p> <p>※固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <p>平成 26 年度の導入量 1,157.2 万 kW 平成 27 年度の導入量 967.8 万 kW 平成 28 年度の導入量 695.8 万 kW</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。</p> <p>・大規模省エネ投資 適用件数: 特定事業者 707 者/年(見込み) 推計方法: 原単位が 7%以上改善している特定事業者を定期報告データより算出。</p> <p>・連携省エネルギー取組 <工場> 適用件数: 40 件/年(見込み) 推計方法: エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間において行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。</p> <p><物流> 適用件数: 220 件/年(見込み) 推計方法: 荷主規制の適正化により、省エネ法の規制対象である特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 平成 30 年度について以下のとおり。 適用件数: 272 件(見込み) 推計方法: 適用件数の太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数のうち、38.5%※の適用があるものとして推計。その他の設備については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数のうち、38.5%の適用があるものとして推計。</p> <p>※平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者</p>

		(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。 参照:平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)
②	減収額	<p>【省エネルギー】 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 4,801百万円/年(見込み) ・連携省エネルギー取組 <工場> 1,236百万円/年(見込み) <物流> 1,014百万円/年(見込み)</p> <p>試算方法:上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率30%と法人税率23%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p> <p>【再エネルギー】 平成30年度について以下のとおり。 4,666百万円/年(見込み)</p> <p>試算方法:上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率30%と法人税率23%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p>
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>【省エネルギー】 平成30年度、31年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 省エネ量198.60万kl/年 ・連携省エネルギー取組 <工場> 省エネ量50.97万kl/年 <物流> 省エネ量22.84万kl/年</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー発電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除により導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで、設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。 また、システムコストの大幅削減が見込め、FITに頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>【省エネルギー】 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再</p>

			<p>生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電の達成に寄与する。また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。</p> <p>以上から、税収減減を是認する効果があると見込まれる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資について、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措置によって後押しを行うことは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>再生可能エネルギー設備導入、メンテナンス高度化設備導入、系統制約の克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【省エネルギー】</p> <p>○平成 29 年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業</p> <p>本事業については、省エネ効果の高い設備の更新を条件とするが、本要望では省エネ効果の高い設備の新設を中心に租税優遇措置を設ける。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進することとする。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)</p> <p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費型太陽光発電設備、風力発電設備: 課税標準となるべき価格の 2/3 ・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備: 課税標準となるべき価格の 1/2

			<p>○平成 29 年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)</p> <p>本税制は補助金との併用を認められないこととするため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—